

# 使用料などの改定

消費税（地方消費税を含む）の税率は、  
10月1日(火)から**10%**に引き上げられます。

## 水道料金・下水道使用料 給水申込加入金

▼水道料金・下水道使用料  
9月30日以前から引き続き使用している場合、10月1日から1回目の検針分は、現在の消費税率（8%）が適用されます。  
2回目以降の検針分から改正後の消費税率（10%）が適用されます（1か月検針：11月検針分から、2か月検針：12月検針分から10%を適用）。

10月1日以降に使用を開始した場合は、初回の支払いから、改正後の消費税率が適用されます。

▼給水申込加入金  
10月1日の申込分から、改正後の消費税率が適用されます。

お問い合わせ先 水道料金・下水道使用料について 圃彦根市上下水道料金お客様サービスセンター ☎27・28802番、FAX27・2803番 給水申込加入金について 圃上水道工務課 ☎22・2648番、FAX24・4054番

## 市立病院 自費診療、個室料、 選定療養費、診断書料 などの自費分

自費診療（健康保険を使わない診療など）、個室料、選定療養費（初診で他院からの紹介状がない場合に徴収）、診断書料など自費分は、改正後の消費税率が適用されます。

診断書料は、診断書のお渡しから10月1日以降分から改正後の消費税率が適用されます。

※診断書は、依頼からお渡しまでに1〜2週間かかります（複雑な診断書ではそれ以上かかる場合があります）。

お問い合わせ先 市立病院医事課 ☎22・6050番（代表）

## 農業集落排水処理施設 使用料

農業集落排水処理施設使用料（農村下水道使用料）は、10月の使用分から、改正後の消費税率が適用されます。

お問い合わせ先 圃農林水産課 ☎30・6118番、FAX24・9676番

## 一般競争入札で 市有地を売却

一定の条件を満たせば、どなたでも参加できます。

※一般競争入札 あらかじめ公表された最低売却価格以上で、最も高い価格をつけた個人または法人に売却する方法です。

所定の申込書に必要事項を書いて、圃公有財産管理課にお持ちください。

売却物件 左表のとおり  
受付期間 9月20日(金)〜10月18日(金) 午前8時30分〜午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

受付場所 圃公有財産管理課（彦根駅西口仮庁舎4階）※

## 売払物件

物件所在地	上西川町字仮屋辻388番2
地目	宅地
面積	324.67㎡(実測 324.67㎡)
予定価格 (最低売却価格)	428万円

## 障害者就労施設などからの 調達実績

国や地方公共団体は、必要な事項を定めて、障害者就労施設などから優先的に役務や物品の調達を行うことになつていきます。これは、障害者就労施設などが提供する役務や物品に対する需要と、働く障害のある人の自立を促進するためです。

調達実績 平成30年度は左表のとおり

項目	調達内容	実績額(円)
役務	市庁舎清掃作業	529,200
役務	市有地除草・剪定作業	156,027
役務	市有地水遣り作業	301,320
役務	ごみ袋帯付作業	43,200
役務	ごみ袋帯付作業	25,920
役務	市有地除草作業	84,110
役務	選別作業	4,970,460
物品	物品購入	5,000
	計	6,115,237

お問い合わせ先 圃障害福祉課 ☎27・9981番、FAX30・9231番

**屋根補修** (雨漏れ補修) **漆喰塗り直し** **屋根・外壁塗装**

総合住宅リフォーム **ローンOK!** 月々 **5,000円**~

住まいのことなら何でもおまかせ!!

(株)三共 [本社] 彦根市和田町41-11

☎0120-272-852

**農機具買います!** 幅広い車種に対応! 買い替え資金や倉庫整理に!

売りたい農機具はありませんか? どこよりも高く買取致します。

お見積り、出張査定は無料です。(通話料も無料) お気軽にご相談ください! 9:00~17:30

☎0800-200-6901

Webでのお見積りは24時間365日受付中!

農機具 プレジャー 検索

中古農機具店 プレジャー Pleasure

古物商許可番号 滋賀県公安委員会許可 第60105H230001号 滋賀本店 滋賀県近江八幡市千僧供町591-3

ごみの種別	ごみ処理手数料	
	現行	10月1日から
家庭系	可燃	40kgを超える重量 20kgまでごとに 220円 <b>20kgを超える重量 20kgまでごとに 280円</b>
	粗大	40kgまで100円 40kgを超えた場合 20kgまでごとに 400円加算 <b>40kgまで200円 40kgを超えた場合 20kgまでごとに 500円加算</b>
事業系	証紙	10kgまでごとに 300円 <b>10kgまでごとに 350円</b>
	可燃	20kgまでごとに 340円 <b>20kgまでごとに 440円</b>
	粗大	20kgまでごとに 440円 <b>20kgまでごとに 560円</b>

**ごみ処理手数料**

近年、清掃センターの修繕費用など維持管理費用が上昇し、清掃センターがごみなどを処分するための費用が増加しています。

10月1日からの消費税率

改定に合わせて、処理費用を反映した適正な料金設定・消費税の適正転嫁をするため、ごみ処理手数料を左表のとおり改定します。

お問い合わせ先 圃清掃センター ☎22・2734番、FAX24・7787番